

入札説明書

(一般競争入札)

「建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約」

令和 8 年 5 月 2 7 日 公告分

福岡県農林水産部農山漁村振興課

入札説明書

福岡県が調達する物品に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札説明会は行いません。入札参加希望者は次の注意事項及び入札説明書を熟知の上、入札をお願いします。

提出期限は厳守してください。

1 公告日 令和8年5月27日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約

(2) 契約内容

別添「建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約仕様書」のとおり

(3) 契約期間（賃貸借及び保守期間）

令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

(4) 納入場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁5F 農山漁村振興課農林電算室

3 入札参加申請について

入札参加条件は公告に記しています。入札参加希望者は入札参加申請書の提出が必要です。入札参加条件に適合しない者、入札参加申請書の提出がない者は、入札に参加することができません。入札参加の確認結果は後日通知します。

(1) 提出方法

別紙「入札参加申請書」にて、下記6の部局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により提出。

(2) 提出期限

令和8年6月3日（水曜日）17時00分

(3) 注意事項

入札参加申請は、事業者の代表者又は競争入札参加資格審査申請時に提出している委任状に記載された支店長・営業所長等の代理人が行うこと。

4 質問の受付について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

(1) 提出方法

別紙「質問書」にて、下記6の部局へ書面（電子メール、ファックス可）により提出するものとする。

(2) 提出期限

令和8年6月4日（木曜日）15時00分

(3) 注意事項

期限後の質問及び上記提出方法によらない質問は一切受けません。

なお、簡易な質問はこの限りではありません。

回答は6月5日（金曜日）までに掲示します。

5 当該契約に関する事務を担当する部局

福岡県農林水産部 農山漁村振興課 技術管理係（行政北棟5階）

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3504（ダイヤルイン）

6 入札書の提出方法、提出期限及び注意事項

(1) 提出方法

別紙「入札書」にて、上記5の部局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により提出。

(2) 提出期限

令和8年6月12日（金曜日）17時00分

(3) 注意事項

入札書記入に当たっての注意事項等は次のとおりです。

ア 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可。

イ 入札書の日付は、入札参加確認通知書を発した日から提出期限である6月12日までの日付。**（開札日と間違わないこと。）**

ウ 日付がないものまたは日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意すること。

エ 委任状を提出する場合は、入札書の記名は委任を受けた人の名前であること。

オ 委任状の提出がない場合は、本県に登録している代表者等の名前であること。

カ 入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を参考のこと。

特に、¥マークの横の入札金額、記名がないもの、入札金額を訂正したものは無効であること。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにか

かわらず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する額を記載すること。

- キ 入札金額は、調達物品の本体価格、賃貸期間の保守料のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡し、初期設定等に要する一切の諸経費を含めた額とする。
- ク 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分については訂正を認めない。
- ケ 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- コ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- サ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することある。
- オ 入札書は、持参する場合は封筒に入れ密封し、封皮に氏名（法人名又は商号）及び「6月15日開封「建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約」の入札書在中」と朱書きのこと。郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月15日開封「建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約」の入札書在中」と朱書きのこと。

7 開札

(1) 開札日時

令和 8 年 6 月 1 5 日（月曜日） 1 0 時 0 0 分

(2) 開札場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県農林水産部農山漁村振興課
行政北棟 5 階

(3) 注意事項

開札に当たっての注意事項等は次のとおりです。

- ア 本人確認のため、名刺を持参すること。
- イ 委任状のない代理人は立会い不可。
- ウ 入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- エ 落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 8 の規定により、別に定

める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行う。一回目の入札で有効な入札書を提出したもののだけが2回目の入札に参加できるものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（税込）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（税込）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

9 誓約書の提出

落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条項第1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書を提出する必要があります。誓約書を提出しない場合は、契約を締結できません。

10 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

補 足 説 明

入札参加者は、入札及び開札参加心得書、入札説明書、契約書案及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

○ 賃貸借期間及び納入期限について

賃貸借期間はモバイル Wi-Fi を納入後、運用開始予定の令和 8 年 7 月 1 日からになります。

○ 入札保証金について

- ・現金により納付する場合は、受け入れの準備が必要なため、事前に福岡県農林水産部農山漁村振興課技術管理係まで連絡のうえ、持参してください。
- ・入札保証金の納付の際に、委任状も持参されれば、代理人の私印で手続きができます。委任状を持参されない場合は、あらかじめ「保証金等納付書」を福岡県農林水産部農山漁村振興課技術管理係において入手し、必要事項を記入のうえ、代表者印を押印して持参するようにしてください。
- ・保証保険契約又は履行証明書により入札保証金の減免手続きをされる場合は、入札書の場合と同様に封書にして、氏名及び「6月15日開封《建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約》入札保証保険在中」又は、「6月15日開封《建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約》履行証明書在中」と朱書きして、入札書の提出期限までに提出してください。
- ・別紙「入札保証金・契約保証金」についての注意事項を参照してください。

○ 開札について

- ・開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は委任状が必要です。
- ・当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

○ 再度入札について

1 回目の入札で落札者が無く、その場に入札者全員が立ち会っており、かつ全員の同意が得られれば、その場で 2 回目の入札を行うこともあります。なるべくそのときの準備もお願いします。もし、その場で全員の同意が得られない場合は、数日後に改めて 2 回目の入札を行います。

ただし、いずれの場合も 1 回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが 2 回目の入札に参加できますのでご注意ください。

※別紙「入札保証金・契約保証金」についての注意事項（熟読をお願いします。）

【入札保証金について】

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

①入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、見積金額（税込）の100分の5以上です。この場合、現金等とともに、「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、農山漁村振興課技術管理係にてお配りします。

②入札保証保険に入ってその証書を提出する。

保険金額は、見積金額（税込）の100分の5以上です。保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③履行証明書を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は、過去2年間の契約2件が必要です。証明書は、他の支店・営業所が履行した契約でも問題ありません。また、「同種・同規模」とは、見積金額（税込）の100分の20を超える同種の契約をいいます。（例：110万円が見積金額（税込）の場合、その20%となる22万円を超える契約(=220,001円以上)の実績が2件必要となります。）

様式は入札説明書の中にあります。（※契約書の写しは不可）

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様の取扱いですが、契約金額（税込）に乗る率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
①保証金納付	5%	10%
②保証保険	5%	10%
③履行証明	20%	20%

また、入札保証金を納付された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

入札参加心得書

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項のことをいうものである。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言は認めないので静粛に立ち会うこと。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換及び撤回することができないので、誤算、違算及び見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字にて記載すること。
- 8 次の入札は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することは出来ない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正したもの。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
 - (4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札。
 - (5) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (6) 入札保証金が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
 - (9) 入札書の日付のないもの、又は日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
また、入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑（私印）を押印すること。

- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがある。この場合第二回目の入札に参加する意思のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命ずること、又は入札を中止することがある。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするが、当該契約の確定は、契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印し、県に提出したときである。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて、協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約書 (案)

福岡県 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。)
とは、物件の賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

(賃貸借物件)

第 1 条 受注者は、発注者に対し、別紙「建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約仕様書」に掲げる物件 (以下「賃貸借物件」という。) を賃借し、発注者は、これを賃借する。

2 受注者は、賃貸借物件について、保守を行うものとする。

(契約期間)

第 2 条 この契約により賃貸借する期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(契約保証金)

第 3 条 福岡県財務規則第 170 条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

(賃貸料)

第 4 条 賃貸借及び保守に関する料金 (以下「賃貸料」という。) の額は、総額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (以下「消費税等の額」という。) 円)
とする。

ただし、各会計年度における賃貸料の年額は、次のとおりとする。

令和 8 年度 (令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)	金	円
令和 9 年度 (令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで)	金	円
令和 10 年度 (令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで)	金	円
令和 11 年度 (令和 11 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで)	金	円
令和 12 年度 (令和 12 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで)	金	円

(請求及び支払)

第 5 条 前条に定める賃貸料は月払いとし、受注者は、賃貸借物件の使用終了月分の賃貸料をその翌月以降に発注者に請求し、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

なお、月額 円 (消費税等の額 円) とし、円未満の端数は最終月に支払うものとする。

2 契約の解除、受注者の履行の遅滞又は受注者の過失により賃貸借期間に 1 か月未満の端数を生じたときは、当月の賃貸料は次式により算出した額とする。

月額賃貸料 ÷ 当月の暦日数 × 当月使用可能日数 (閉庁日を含む) = 当月の賃貸料
賃貸料に円位未満の端数が生じた場合、円位未満は切り捨てるものとする。

(引渡し)

第 6 条 受注者は、令和 8 年 6 月 29 日までに賃貸借物件を発注者に引き渡すものとする。

2 賃貸借物件の荷造り、運送、設置及び調整に要する費用は受注者が負担するものとする。

3 受注者は、賃貸借物件に賃貸借物件たることを示す標識を付するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(保守)

第8条 受注者は、賃貸借物件の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できる態勢を整えておかなければならない。

2 受注者は、賃貸借物件の故障、障害により、発注者の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに発注者の業務の遂行に必要な措置を休日・夜間等にかかわらず講じなければならない。

この場合において、発注者がその責めを負わない賃貸借物件の故障、障害によるときは措置に要する費用は受注者の負担とする。

(保守方法)

第9条 前条に定める保守の業務は、別紙記載の「建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約仕様書」のとおりとする。

(サービス等)

第10条 受注者は、発注者が賃貸借物件を使用するために必要なソフト、機器、マニュアル、技術情報等を提供するとともに、発注者の職員に対する機械操作及び運用に関する技術的な指導をするものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(損害保険)

第12条 受注者は、賃貸借物件に対して、この賃貸借期間中継続して動産総合保険に加入するものとし、発注者は、盗難等の事故が発生したときは、速やかにその旨を受注者に報告するものとする。

(注意義務)

第13条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって、賃貸借物件を管理しなければならない。

2 受注者は、発注者の責めに帰することのできない事由（失火の場合は軽過失を含む）により賃貸借物件が滅失又はき損した場合は、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。

(秘密保持)

第14条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。さらに、自らの利益のために利用してはならない。

2 発注者は、この契約の履行に際し知り得た受注者の技術的な秘密を第三者に漏らしてはいけない。

(個人情報保護)

第15条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の処理については、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第16条 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その1か月前までに書面をもって行うものとする。

- 2 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。
- 3 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対しその損害を請求することができる。

(暴力団排除)

第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
 - 3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
 - 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。
 - 5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 7 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(違約金)

第18条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき理由によって業務を履行しないときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する額とする。

(遅滞損害金)

第19条 受注者の責に帰する事由により賃貸借期間開始日までに引渡しを完了することができない場合においては、発注者は損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅滞日数に応じて1年につき契約金額の3.0パーセントの割合で計算した額に相当する額とし、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(契約違反の措置及び損害賠償)

第20条 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の債務を履行しない場合は相手方に催告を行った後、なお履行の誠意が認められないときは、書面によって本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、受注者の過失により業務に支障をきたした場合、受注者に対し損害賠償を求めることができる。

(賃貸借物件の回収)

第21条 第2条に定める契約期間が終了し、発注者が賃貸借物件の撤去を受注者に申し出た場合、又は受注者の責めにより本契約を解除した場合には、受注者は、賃貸借物件を速やかに回収しなければならない。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ定める。

(契約費用)

第23条 この契約に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、発注者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受注者は発注者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受注者は、上記のほか、発注者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定(台数管理、盗難防止措置を含む。)、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入(最新化)をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧(窃取)防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容のみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(調査)

第15 発注者は、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を

行うものとする。

(指示及び報告)

第16 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、発注者に報告するものとする。

(運搬)

第18 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用
モバイル Wi-Fi の賃貸借契約仕様書

令和 8 年 5 月

福岡県農林水産部農山漁村振興課

1. 契約の概要

賃貸者は、下記4に記載する物品を、賃貸借期間中福岡県に提供し、福岡県はその賃借料を支払う。

2. 賃貸借期間

令和8年7月1日から令和13年3月31日（57ヶ月）

3. 契約の内容

(1) モバイルWi-Fiのリース（通信料金含む）

(2) 以下5に記載する物品の保守

4. 提供物品の要件

【モバイルWi-Fi（通信料金含む）】

(1) 数量は13台とする。

(2) 提供する各回線について、1台あたり月間7GB程度以上のデータ通信を可能であり、7GBを超過した場合でも、速度制限（128kbps以上）を行った状態でデータ通信が可能なこと。

なお、賃貸者の都合により7GBを超えた場合でも速度制限を行わない場合は、その超過分の利用に係る追加料金は生じないこと。

5. 物品の保守

賃貸者は、物品の賃貸借期間中、物品を良好に使用できるよう、必要な保守を行わなければならないものとし、保守内容は以下のとおりとする。

① 故障時の問い合わせ対応（農林水産部農山漁村振興課技術管理係からの問い合わせ対応）

受付時間…午前9時から午後5時まで（平日のみ）

（受付時間によっては翌営業日の対応となることを可とする。）

② 令和8年7月1日から令和13年3月31日まで回線期間中の代替機補償

③ 上記保証以外の保守対応費用については賃借者負担とする。

6. 納品場所

- ・福岡県農山漁村振興課技術管理係
納品確認後、技術管理係より農林水産部各出先機関に配備する。
配備先及び台数は別表のとおり。

7. 納品期限

- ・令和8年6月29日までに準備が出来次第順次納品すること。
ただし、賃貸借期間の開始日の前日までに物品の納品ができないときは、その理由を付して福岡県に納品の延期を申し出なければならない。

8. 支払方法

- ・月ごとの精算払いとする。

9. 暴力団排除に関する誓約書

- ・契約締結に当たっては、暴力団排除条項に関する誓約書を提出すること。

10. その他

- ・賃貸者は契約後、直ちに納品の作業計画書を提出すること。
- ・提供物品は、福岡県の承認のもと決定すること。
- ・3の契約の内容に係る費用はすべて見積り金額に含むものとする。

(別表)

配備先及び台数

福岡農林事務所	2台
朝倉農林事務所	2台
八幡農林事務所	1台
飯塚農林事務所	2台
筑後農林事務所	2台
行橋農林事務所	1台
筑後川水系農地防災センター	1台
農山漁村振興課	1台
水産振興課	1台
合 計	13台

建設現場の遠隔現場に係る Web 会議用端末機器用
モバイル Wi-Fi の賃貸借契約に対する質問書

令和 年 月 日

福岡県農林水産部農山漁村振興課長 殿
(技 術 管 理 係)

住所 (所在地)
氏名又は名称
代表者氏名

調達件名	建設現場の遠隔現場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約
質問項目	
質問内容	

注) 質問は、1 項目ごとに別紙とすること。

入札参加申請書

福岡県農林水産部農山漁村振興課長 殿

事業者住所

事業者名

※1

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用 端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※2	AA ・ A
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事 再生法(平成11年法律第225号)に基 づく再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間 中であるか	期間中である ・ 期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・小切手・入札保証保険証券 物品購入証明書・履行確認書 その他 ()
福岡県内に本店を有するか	有する ・ 有しない

※福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する ・ 有しない
中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号における営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 (いずれかひとつに○をすること)
申請者の資本金額又は出資の総額 ※3 (個人事業主は記入不要)	
申請者の常時使用する従業員の数(本店及 び全ての支店等の合計数)	人

※1 代理人に委任を行っている場合は、代理人名・住所となります。

※2 入札参加資格決定通知書に記載しています。

※3 増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

様式第131号その3（第154条、第167条）（賃借用）

様式第132号その3（第163条、第167条）（ 〃 ）

（表）

入 札 書 ~~（見積書）~~ ~~（請書）~~

¥

農林水産部農山漁村振興課

使用期間	令和 年 月 日～ 年 月 日	使用課（財務担当所）名	農山漁村振興課		
賃借件名	土地・家屋・会場・自動車・船舶・その他（モバイルWi-Fi）				
所在地（目的地）	仕様書のとおり				
名称	建設現場の遠隔臨場に係るWeb会議用端末機器用モバイルWi-Fiの賃貸借契約				
構造（車種・定員）	仕様書のとおり				
内 訳	区 分	数 量	時 間	単 価	金 額
	建設現場の遠隔臨場に係るWeb会議用端末機器用モバイルWi-Fiの賃貸借契約	一式			
備考					

上記のとおり入札 ~~（見積）~~ いたします。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

代理人

1 契約内容 上記のとおり

2 契約金額 ¥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ ）

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。

4 私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3.0パーセントの金額を納入します。

5 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(裏)

- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 6 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額（土地のみの1月以上の賃借に係るものを除く。）は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

様式第131号その3 (第154条、第167条) (賃借用)

様式第131号その3 (第163条、第167条) ()

記入例

入札書(見積書)印(請書)

・契約希望金額の110分の100を記載すること。
・月額金額を記入しないこと。

¥

農林水産部農山漁村振興課

使用期間	年月日～年月日	使用課(財務担当所)名	農山漁村振興課		
賃借件名	土地・家屋・会場・自動車・船舶・その他 (モバイルWi-Fi)				
所在地(目的地)	仕様書のとおり				
名称	建設現場の遠隔臨場に係るWeb会議用端末機器用モバイルWi-Fiの賃貸借契約				
構造(車種・定員)	仕様書のとおり				
内訳	区分	数量	時間	単価	金額
	建設現場の遠隔臨場に係るWeb会議用端末機器用モバイルWi-Fiの賃貸借契約	一式			〇〇,〇〇〇,〇〇〇
備考					

上記のとおり入札(見積)いたします。
福岡県知事 殿

入札日(入札書を提出する日)を記入。
※開札日ではないので注意すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目△番〇号
氏名 △△ ◇◇

代理人 □□ □□

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
- 4 私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3.0パーセントの金額を納入します。
- 5 私が次の各号のいずれかに該当する日、~~農林水産部及び福岡県~~ に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。ここに **ここには記入不要** り私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行おうおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(裏)

- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 6 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額（土地のみの1月以上の賃借に係るものを除く。）は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

入札辞退届

件名

建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約

上記に係る入札を、都合により辞退します。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

福岡県知事 殿

委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者) 住所 (所在地)
氏名又は名称
代表者氏名

下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

代理人氏名 _____

委任事項

・建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約に関する以下の事務

1. 入札及び開札に関する事務
2. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務
3. その他これらに付随する一切の事務

記入例

委任状

入札日（入札書を提出する日）

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

（委任者）住所（所在地）
氏名又は名称
代表者氏名

貴社の住所・社名・代
表者名をなるべくゴ
ム印で

下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

代理人氏名

入札参加者の方の名前

委任事項

・建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借に関する以下の事務

1. 入札及び開札に関する事務
2. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務
3. その他これらに付随する一切の事務

誓 約 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約書第 17 条（以下「暴力団排除条項」という。）第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第 1 項各号に該当する者を再委託業者等としません。
- 4 暴力団排除条項第 1 項各号に該当する者を再委託業者等としていて、福岡県から当該再委託契約等の解除（当該再委託契約等の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求められることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 上記 1 の暴力団排除条項第 1 項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど
の交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待
するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜建設現場の遠隔臨場に係る Web 会議用端末機器用モバイル Wi-Fi の賃貸借契約書抜粋（暴力団排除条項）＞
第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員の
いずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除
することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責
めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）
であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは
法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合
を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降
全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織
又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第
三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは
構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有し
ているとき。
- 2 受注者は、前項各号に該当する者を再委託業者としてはならない。
 - 3 受注者が第1項各号に該当する者を再委託業者としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該委託契
約等（全ての委託契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該委託契約等
の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求め
ることができる。
 - 4 再委託契約等が解除されたことにより生じる再委託契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者
が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとす
る。
 - 5 発注者は、第3項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当
該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により
受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - 6 第1項及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10
に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 7 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている
ときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に
対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 8 第6項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。